

1. 令和3年第2回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和3年6月11日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議案第55号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程4 議案第56号 専決処分した事件の承認について（令和2年度郡上市一般会計補正予算（専決第6号））
- 日程5 議案第57号 専決処分した事件の承認について（令和2年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（専決第2号））
- 日程6 議案第58号 専決処分した事件の承認について（令和3年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））
- 日程7 議案第59号 郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第60号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第61号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第62号 令和3年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程11 議案第63号 令和3年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程12 議案第64号 令和3年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程13 議案第65号 令和3年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程14 議案第66号 財産の無償譲渡について（美並町山田地内）
- 日程15 議案第67号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）
- 日程16 議案第68号 物品売買契約の締結について（消防小型動力ポンプ積載車購入）
- 日程17 議案第69号 物品売買契約の締結について（高規格救急自動車購入）
- 日程18 議案第70号 物品売買契約の締結について（建設機械（凍結防止剤散布車）購入）
- 日程19 報告第2号 令和2年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程20 報告第3号 令和2年度郡上市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程21 報告第4号 令和2年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

- 日程22 報告第5号 令和2年度郡上市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 日程23 報告第6号 専決処分の報告について
 日程24 議報告第4号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
 日程25 議報告第5号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	日置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	市長公室付部長	河 合 保 隆
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	五味川 康 浩
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 巳	郡上偕楽園長	勝 水 崇 博
教 育 次 長	佃 良 之	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	笹 原 克 仁	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	川 尻 成 丈	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大坪 一久	議会事務局 議会総務課 課長補佐	松山 由佳
議会事務局 議会総務課 主事	恒川 祐輔		

◎開会及び開議の宣告

○議長（山川直保君） おはようございます。議員の皆様には、大変御多用のところを出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和3年第2回郡上市議会定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第88条の規定により会議録署名議員には5番 蓑島もとみ君、6番 三島一貴君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（山川直保君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る6月3日の議会運営委員会において協議をいただいております。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月11日から6月30日までの20日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月11日から6月30日までの20日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますのでお目通しをお願いいたします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用なところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（山川直保君） ここで、日置市長から御挨拶をいただきます。市長お願いします。

日置市長。

○市長（日置敏明君） おはようございます。

令和3年第2回郡上市議会定例会の開会挨拶並びに提案説明を申し上げます。

本日、令和3年第2回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集をいた

だき、誠にありがとうございます。

まず、ただいま、全国市議会議長会及び東海市議会議長会から永年在職表彰の伝達を受けられました尾村忠雄議員、そして、全国市議会議長会から感謝状の伝達を受けられました山川直保議長におかれましては、誠にありがとうございます。永年にわたる議員としての尾村議員の御活動や、全国市議会議長会の産業経済委員会委員長等としての山川議長の御活躍に心から敬意を表します。お二方の今後ますますの御活躍を祈念申し上げます。

提案説明に入ります前に、3月定例会以降の市政の動き等について、4点ほど報告をさせていただきます。

1点目、まずは、新型コロナウイルス感染症についてであります。

強い感染力の変異株の流行により、全国各地で感染者が急増する事態となり、国は3回目となる緊急事態宣言を去る4月25日に4都府県に発出し、5月には対象地域は10都道府県にまで広がりました。

岐阜県では、去る4月23日、県独自の第4波非常事態宣言を発出し、続いて5月7日には国のまん延防止等重点措置区域の指定を受け、法的な裏づけの下、飲食店の営業時間の短縮等の感染対策が押し進められてまいりましたが、1日の新規感染者数が100人を超える日が続き、病床使用率も一時は70%を上回るなど、尋常ではない事態に強い危機感が示されました。

郡上市における新規感染者は、4月に7名、5月には1月と同数の13名、6月に入ってから今日現在で2名が確認され、累計で42名、死亡者も累計で3名という状況であります。郡上市でも、飲食店の営業時間の短縮をはじめ、催事開催の見直しやスポーツ活動の一部自粛等を行い、人の流れを抑える対策を行ってまいりました。市民並びに事業者の皆様には再三にわたり御負担を強いることとなりましたが、一人一人が自らの命を守るため、緊張感をもって感染予防に取り組んでいただいております。

こういった状況において、ワクチン接種は感染拡大防止対策の切り札として急務であります。郡上市では、医療従事者、高齢者施設の入所者及び従事者の接種が今週ほぼ完了し、いよいよ来週6月14日からは一般の65歳以上の皆様の接種を開始いたします。医師会の多大なる御協力により、市内の医療機関等25か所において実施され、7月中には2回目の接種を終える計画であります。何としても計画通りに接種が進むよう、期間中各接種会場には市職員を配置し、受付等それぞれの医療機関が必要とするお手伝いをする事といたしておりますが、市議会におかれましても円滑に接種が進むよう、会期日程等について種々御配慮をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。

また、コロナ対策の新たな取組として「郡上市 新型コロナZERO運動」を展開してまいります。日々の感染「ZERO」を積み重ね、コロナによる苦しみや不安、リスク等を「ZERO」に

するよう、「ZERO」をキーワードとして市一丸となり進めていくものであります。ここで、改めて市民の皆様の御協力をよろしくをお願いいたします。

2点目ではありますが、去る3月31日、一般社団法人郡上市観光連盟は、観光庁が進める登録観光地域づくり法人、いわゆる登録DMOに本登録をされました。昨年1月に候補法人に登録されてより、郡上の自然、歴史、文化等を盛り込んだ「アウトドア郡上」のブランド化や、ウェブサイトの活用を核としたマーケティング活動等に取り組み、同年7月には国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」の形成計画が採択をされました。また、令和3年度についてもこの事業が継続して行えるよう、先日、採択決定通知が観光庁からあり、昨日関係者による発表がなされたところであります。DMOの本登録がこのように実現したのも、市内事業者と連携したこれらの活動が高く評価されたものであり、地域の魅力を最大限に生かした事業展開に一層の期待が寄せられるところであります。郡上市としても、観光地域づくりに携わる皆様の多様な意見を集約し、コロナ感染予防と並行した効果的な地域振興対策に向け、DMOの一員としての役割を努めてまいります。来訪される皆様が安心して「たびたび郡上」を満喫していただけるよう、DMOに参画する関係の皆様とともに汗をかいてまいりたいと存じます。

3点目ですが、去る4月3日、東京2020オリンピック聖火リレーが八幡市街地で開催をされ、郡上市民から選ばれた3名の方、すなわち渡辺一吉さん、籬修子さん、三輪まり子さんを含む16名のランナーが2.7キロメートルコースを継走しました。昨春から1年間の延期となり、感染予防対策を講じる中での開催となりましたが、郡上市とゆかりのある篠田伸二監督の映画上映や郡上おどりの実演により出発式の会場を盛り上げていただきました。また、篠田監督夫人で俳優の紺野美紗子さんには第一走者を務めていただき、市内の中学生16名がサポートランナーとして並走してくれました。ランナーの皆様はもとより、沿道で感染対策を行いながら応援していただいた皆様、円滑な運営に御支援いただいた全ての関係各位に心から感謝申し上げます。聖火リレーの実施により、平和・団結・友愛の五輪の理念を思い起こすとともに、新型コロナウイルス収束に向け、改めて心一つにする契機になったと存じます。

また、東京五輪に関し、その翌日の4月4日には胸躍る朗報が飛び込んでまいりました。郡上市のスポーツアンバサダーである競泳女子の池江璃花子選手が100メートルバタフライと100メートル自由形の2種目で五輪代表に内定されました。過酷な闘病生活を乗り越え、練習を再開してから僅か1年余りのことでもあります。池江選手の精神力の強さと迷いのない凛とした生き方に触れるたび、私たちは深い感銘を覚え、心からのエールを送ってまいりましたが、この快挙には驚嘆するばかりであります。今後一層の活躍が期待されるところでありますが、何よりもお体に留意してほしいとのメッセージと併せて、体力をつけていただくよう白鳥町六ノ里のおいしい米をお届けいたしましたところであります。いよいよ東京五輪の開幕が来月に迫りましたが、無事に開催となれば、市を挙げ

て池江選手を応援したいと存じます。

4点目、最後に、本来であれば、ここで郡上市の夏の伝統行事に関する御挨拶を申し述べるところであります。今年、郡上おどり、白鳥おどり及び白鳥の拝殿踊りの開催については、本日午後各主催団体から記者発表が行われる運びであります。各主催団体におかれては、伝統文化の継承とまちのにぎわいを取り戻すため、今年こそはと開催に向けた協議を重ねてこられました。未だコロナの好転が見られない難しい状況ではありますが、市民並びに全国の踊り愛好家の安全と「日本一の踊りのまち郡上」の新たな発信等について今年の夏の対応策が示されるものと存じます。

市としましては、こういった市内の催事が安全に開催されるためにも、ワクチン接種を着実に進めてまいりたいと考えます。そして、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた感染防止対策と地域の活性化の両面に向け、市民及び関係団体の皆様とともに知恵を絞ってまいりたいと存じます。

以上、4点にわたり、御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案等につきまして、概要を申し上げます。今回、提案をいたしました議案は全部で16件であり、専決処分の承認が4件、条例の一部改正に関するものが3件、令和3年度補正予算関係が4件、その他5件であります。

初めに、議案第55号から議案第58号までは、さきに専決処分をいたしました郡上市税条例等の一部改正、令和2年度の郡上市一般会計及び郡上市国民健康保険特別会計の補正予算並びに令和3年度郡上市一般会計の補正予算について承認を求めたものであります。新型コロナウイルス感染症関連等、速やかな実施を要する案件等として専決をさせていただいたものであります。

次に、条例関係であります。議案第59号は郡上市企業立地促進条例の一部改正についてであります。コロナ禍の影響を受ける企業の雇用環境の低調に対応し、企業立地の促進及び雇用の拡大に向けた奨励金交付に関する雇用要件緩和の特例期限を三年間延長しようとするものであります。

議案第60号は、郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準——これは内閣府令であります。これの一部改正に伴い、継続した保育・教育の提供に係る措置等に関し、所要の規定を整備するものであります。

議案第61号は、郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準——厚生労働省令であります。これと並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準——これは厚生労働省令でございますが——等の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等が連携協力を要する施設に関する事項等、所要の規定を整備しようとするものであります。

次に、予算関係でございます。議案第62号から議案第65号までは、令和3年度の郡上市一般会計

をはじめ、4会計の予算の補正をお願いするものであります。

まず、一般会計の歳出の主なものとしては、新型コロナウイルス感染症が及ぼす少子化圧力への対策として令和3年4月以降に生まれた新生児に商品券を支給する新型コロナウイルス対策赤ちゃん応援特別事業に2,200万円、コロナ禍の影響を受ける子育て家庭に対する給付金助成の増額に伴い、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に3,596万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種の案内経費増額に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に323万4,000円、郡上市再生可能エネルギー導入目標策定等に係る調査業務等実施に伴い、環境保全推進事業に1,256万2,000円、事業の採択により美並ライスセンターに湿式集塵装置を整備する元気な農業産地構造改革支援事業に1,162万9,000円、新型コロナウイルス感染症対策に係る岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金——これは第5弾であります、これの市負担金、プレミアム付商品券の発行等新型コロナウイルス商工緊急対策事業に1億8,952万5,000円、コロナ禍の影響が甚大な観光関連事業者を対象とする経営安定化補助金等新型コロナウイルス観光緊急対策事業に8,009万4,000円、新型コロナウイルス感染症対策として、学校体育館のトイレの洋式化を進めるため、小中学校それぞれの学校校舎等整備事業に合わせて2,650万円、そして、平成30年7月豪雨で発生をいたしました白鳥町鍛冶屋洞線の地滑り災害復旧に7,250万円等、これらについて、それぞれ増額補正しようとするものであります。

一方、歳入では、これら歳出等に対する財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が3億2,377万9,000円、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金——これには事業費分と事務費分がございますが、これが3,596万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金が323万4,000円、日本環境協会補助金が937万2,000円、元気な農業産地構造改革支援事業補助金が726万8,000円、過年公共土木施設災害復旧費負担金が4,835万7,000円等それぞれ増額補正し、また事業費の組替えに伴い市債についても、結果として3,970万円の増額をしようとするものであります。

なお、所要の一般財源を確保するため、財政調整基金412万円及びふるさと寄附を積み立てた郡上市ふるさと応援基金から1,238万7,000円を繰り入れることといたしました。

以上、歳入歳出それぞれ増加減少要因等を総合いたしまして、歳入歳出それぞれ5億920万2,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、介護サービス事業特別会計では、新型コロナウイルス介護施設予防的検査事業等の実施に伴い、歳入歳出それぞれ74万1,000円の増額をお願いするものであります。明宝財産区特別会計では、里山環境整備事業など財産区福祉向上事業の実施に伴う一般会計への繰出金700万円、また病院事業会計では、郡上市民病院の水道設備修繕工事等449万4,000円について、それぞれ増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第66号から議案第70号までは、美並町くじ本自治会が実質上所有する市名義の土地の財産の無償譲渡、消防ポンプ自動車の購入のほか3件の物品売買契約の締結について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提出いたしました議案の概要であります。このほか、令和2年度郡上市一般会計及び国民健康保険特別会計の繰越明許費繰越計算書、水道事業会計及び下水道事業会計の予算繰越計算書、また和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告がございます。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶並びに議案の提案説明といたします。

令和3年6月11日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

◎議案第55号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（山川直保君） それでは、日程3、議案第55号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久君） おはようございます。それでは議案第55号についてよろしく願いをいたします。

専決処分した事件の承認について（郡上市税条例等の一部を改正する条例）。

郡上市税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日次のおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和3年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきますと、改正する条例の改め文が1ページから、ページ振ってございませんが7ページまでございます。その後に新旧対照表が18ページにわたってございますが、少し分かりづらいですので、添付しました資料のほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、資料のほうを御覧ください。右上に専決資料と書いたものでございます。新旧対照表の次についておると思いますが。

議案第55号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について。

改正の趣旨としましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴いまして、郡上市税条例の一部を改正するものでございます。

この資料の右肩に括弧書きでP1とか2とか3とかあると思っておりますが、これにつきましては新旧対照表のページ番号を表示してございます。なお、本資料の新旧対照表は関係部分のみ抜粋をして

ございますので、御了解をお願いしたいと思います。

それでは第1条による改正でございます。

1つ目に、個人の市民税の非課税の範囲（第24条）でございます。令和6年1月1日施行でございます。

地方税法附則第47条の3で個人市民税の均等割の非課税の要件としての扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとされたため、個人市民税の均等割の非課税の範囲を規定する第24条第2項中、その旨を規定する字句を追加するものでございます。

下の新旧対照表の改正後のところを御覧ください。

真ん中ほどに下線を引いてございますが、扶養親族としまして、括弧書きで「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。」というものを追加させていただいております。この控除対象扶養親族というものは、上のなお書き以降にございますが、所得税法において年齢16歳以上の国内居住者と定義をされておるものでございます。したがって、改正前・改正後とも扶養親族の人数に関しましては同数でございますのでよろしくお願いをいたします。扶養親族について明文化をしたものでございますのでよろしくお願いします。

次に2番目ですが、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書（第36条の3の2第4項）でございます。令和3年4月1日施行です。

給与支払者が扶養親族申告書の記載内容を電磁的方法——e L T A Xでございますが、これで提供を受けるためには、従来は税務署長の承認が要ったわけですが、この承認を要さず、情報を適正に受ける環境——インターネット等の環境ですが、これが整備されている等の要件を規定した地方税法施行令第8条の2の2が新設されたことに伴いまして、当該申告書の提出方法を規定する第36条の3の2第4項で引用しております根拠法令を所得税法から地方税法施行令へ変更するものでございます。

2ページをお願いいたします。

また、第53条の9第3項で、退職所得に対する申告についても同様に電磁的方法を用いた申告が規定されましたので、これを加えるものでございます。

それから3つ目ですが、個人の市民税に係る公的年金等の受給者の扶養親族申告書（第36条の3の3第1項）でございます。令和6年1月1日施行です。

扶養親族申告書の提出が義務づけられている公的年金受給者について、毎年当該申告書を年金の支払者を経由して市長に提出する旨を規定した第36条の3の3第1項中、1ページの1番目と同様に市民税の均等割税率の非課税について規定した地方税法附則第47条の3の改正によりまして、扶養親族について「控除対象扶養親族を除く」、つまり16歳以上を除くから「16歳未満の者に限る」への変更の改正を行うものでございます。

次に4番目ですが、個人の市民税に係る公的年金等の受給者の扶養親族申告書です。第36条の3の3第4項でございます。令和3年4月1日施行です。

1ページの2の給与所得者と同様に、公的年金の受給者におきましても申告書の提出方法について規定する第36条の3の3第4項で引用します根拠法令を所得税法から地方税法施行令へ変更するものでございます。

次に3ページの、すいませんが6番目を先に説明をさせていただきます。5番目は後ほどにします。

6番目が、退職所得申告書（第53条の9）でございます。令和3年4月1日施行。

退職所得の支払いを受ける者は、退職所得申告書を退職手当の支払者を経由して市長に提出しなければならない旨を規定した第53の9において、当該申告書の記載事項をeLTAXにより提出できる旨を規定した第3項を追加するものでございます。また、第3項の追加に伴いまして、退職所得申告書が退職手当を支払う者に提出された時点で、市長に提出されたものとみなす規定をした第2項についての、電磁的方法により提出された場合も市長に提出されたものとみなすことの読替えを規定した第4項、これを追加するものでございます。

上見ていただきまして5番目をお願いします。

退職所得等の分離課税に係る特別徴収税額（第53条の8）でございます。令和3年4月1日施行。

退職所得申告書に他の退職手当がない旨の記載がある場合の退職所得に係る特別徴収税額の計算方法について規定した第53条の8中、53条の9において当該申告書の提出方法について規定した、ただいま説明しました第3項が追加されましたので、これを追加する改正を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。

7つ目に、環境性能割の税率（第81条の4）でございます。令和3年4月1日施行。

軽自動車税の環境性能割の税率を規定する第81条の4中、燃費基準に応じた税率を規定する地方税法第451条において、新基準の令和12年度の基準が改定されたことを受けまして、年式の古い車両に対しての税率の新たな読替え文である第5項、これを追加されたことにより、これを加える改正を行うものでございます。

表2つございますが、下のほうの表の一番下を御覧ください。太枠で囲ってございますが、5項としまして1項、2項の読替え規定が新設をされました。1項の1%の税率については、令和2年度の基準でいきますと87%以上をクリアしている。それから、第2項の2%に当たるものとしては、令和2年基準の80%以上をクリアしているということの読替え規定が追加されたものでございます。

5ページお願いします。

8番目に、個人の市民税の所得割の非課税の範囲（附則第5条第1項）でございます。令和6年

1月1日施行。

1ページの1番目と同様、個人の市民税の所得割の非課税の範囲としまして、扶養親族の数を計算する上では16歳未満の者も数に含める旨が規定されたため、附則第5条第1項中その旨を規定する字句を追加するものでございます。なお、これによって改正前・後の人数が変わるものではございません。

9番目をお願いします。

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（附則第6条）でございます。令和4年1月1日施行。

所得税、市民税個人において、通常の医療費控除かセルフメディケーション税制による医療費控除かを申告者が選択できる制度を規定しました租税特別措置法第41条の17第1項の適用期間がさらに5年間延長されましたので、附則第6条においても同様に適用期間を延長する改正を行うものでございます。

セルフメディケーション税制につきまして、下で参考で説明しておりますが、本日お配りした資料の中に1枚物のA4の横でセルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除の創設という資料をお配りしてございますので、本日お配りした資料です。条例とは別に。そちらのほうでちょっと説明をさせていただきたいと思えます。

そもそもセルフメディケーション税制というのは、健康維持・増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った合計が1万2,000円を超えるときはその超える部分の金額について、その年分の総所得金額から控除するものでございますが、一定の取組といえますのは下の米印1のところ、括弧の米印1で書いてございますが、特定健康診査ですとか予防接種、定期健康診断等の診断を受けた場合のことを指しております、一定のスイッチOTC医薬品というのは米印の2で書いてございますが、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品ということで、2番目の制度の内容のところを書いてございますが、○スイッチOTC医薬品の成分数88とありますが、その下に医薬品の薬効の例として風邪薬とか胃腸薬とか、こういうふうに書いてございます。例えばこういう物でございまして、こういった医薬品が2,456品現在ございますし、一番右のところにはセルフメディケーションの税制の対象になりますよというマークが、薬にこういうマークがついておる物が該当するというものでございます。

説明のほう戻っていただきまして、こういう税制が一般の医療費控除と選択して受けられるわけでございますが、これがさらに5年間延長されたということでございます。

それから5ページ、一番下の10番目をお願いします。

法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合（附則第10条の2）、令和3年4月1日施行で
ございます。

地方税法附則第15条固定資産税等の課税標準の特例——わがまち特例と言われるものでございま
すが、市が期間や税率を指定できる特例でございますけども、これにおいて雨水を一時的に貯留し
又は地下に浸透させる機能を有する施設に対する課税の特例が当市には該当がございませんので、
該当する施設がありませんので、これを規定した第3項を削除するほか、特定太陽光発電設備の課
税標準額の特例などに引用する地方税法附則の項番号の変更に伴いまして、下の表のように各項番
号の変更と引用条文の項ずれの訂正を行うものでございます。

次に、11ですが、ちょっと1つ飛んで先に12のほうをお願いいたします。

12番、6ページの一番下ですが、平成31年度又は令和2年度における土地の価額の特例（附則第
11条の2第1項、第2項）でございます。令和3年4月1日施行。

条例第61条において、土地の価格については、基本的に評価替え年度から3年間据え置かれます
が、地価の下落により課税上の均衡を失う場合は、評価替え年度の翌年度、それから翌々年度に
おいても価格を下落修正することができる旨が規定をされておりますが、これを受けて附則第11条
の2では平成30年度から令和2年度までを下落修正可能期間というふうに規定をしておりますが、
地方税法附則第17条の2において適用年度が2年間延長されましたので、同様に適用年度を2年間
延長する改正を行うものでございます。これが第1項です。

また、評価替えの翌年度に下落修正の適用があつて、翌々年度で適用がない場合においては、評
価替えの翌々年度の価格を翌年度の価格に据え置く旨を規定しました第2項においても同様の延長
を行うものでございます。

それでは、前ページ、6ページの11のほうをお願いします。

土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語
の意義でございます。附則第11条、令和3年4月1日施行。

附則第11条の2以降で規定します宅地や農地等の土地に係る固定資産税の課税標準の据置きなど
の特例、これがさらに5年度まで3年間延長されましたので、用語の意義を規定する附則第11条に
ついつの見出し、これの字句の変更を行うものでございます。

それから7ページの13をお願いします。

宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの「各年分」とございますが、大変申し訳
ございません、「各年度分」に修正をお願いしたいと思います。申し訳ございません。各年度分の
固定資産税の特例（附則第12条第1項から第5項）でございます。令和3年4月1日施行。

附則第12条において規定される宅地及び雑種地の各年度の課税標準額の計算方法が、地方税法附
則第18条の改正によりましてさらに3年間延長され、令和5年度までとされたことに伴いまして、

同様に延長する改正を行うものでございます。ただし、令和3年度に限っては、新型コロナウイルスまん延防止措置に伴う収入減となったことを考慮いたしまして、令和2年度の課税標準額と比べて、比較して課税標準額が上昇する場合につきましては、令和2年度の課税標準額に据え置く改正を行うものでございます。

8ページをお願いいたします。14番目、農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例（附則第13条）でございます。

前7ページの宅地と同様に、農地における各年度の課税標準額の計算方法について規定した附則第13条が、地方税法附則第19条の改正によりまして、これも3年間延長されたことに伴う改正と字句の追加を行うものでございます。さらに、令和3年度に限っては、新型コロナウイルスまん延防止措置に伴う収入源を考慮して、令和2年度の課税標準額と比較して課税標準額が上昇する場合は、令和2年度の課税標準額に据え置く改正を行うものでございます。

15番目をお願いします。特別土地保有税の課税の特例（附則第15条）、令和3年4月1日施行です。

昭和48年度に土地の有効利用促進や投機的取引の抑制を図るために創設された特別土地保有税ですが、現在のように地価が下落している背景や土地の有効利用、都市再生等を促進する観点から、平成15年度以降の新たな課税は行われなかったこととなっております。が、法律自体は存続してございますので、地方税法の改正に伴いまして改正を行うものでございます。

9ページのほうをお願いいたします。

附則第12条で、宅地等に対しての固定資産税の特例措置が令和5年度まで3年間延長されましたことに伴い、特別土地保有税を計算する際に使用する固定資産税の課税標準額が附則第12条の適用を受けることの読替え文である附則第15条第1項中、適用期間を令和5年度まで3年間延長する改正を行うものでございます。

同様に、特別土地保有税を計算する際に使用する不動産取得税について、一定の期間の取得の場合は税額を2分の1とする特例を規定した地方税法附則第11条の5において、この期間が、これも3年間延長されましたので、不動産取得税についての読替えを規定する第2項中、適用期間を3年間延長して令和6年3月31日までとする改正を行うものでございます。

16番目に、軽自動車税の環境性能割の非課税（附則第15条の2）、令和3年4月1日施行でございます。

地方税法第451条において、年式の古い車に対しての新たな読替え文である第5項、これが追加されたことに伴いまして、引用条文の追加を行うものでございます。

また、当該非課税措置は、新型コロナウイルスまん延防止措置に伴う納車の遅れに対する課税の特例として、法附則第29条の8の2における取得期間終了日が令和3年12月31日まで延長されたこ

とに伴いまして、同様に取得期間を延長する改正を行うものでございます。

17番目に、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例（附則第15条の2の2）、令和3年4月1日施行でございます。

環境性能割の非課税の規定する地方税法第446条に令和12年度燃費基準である第3項が追加され、また、燃費基準による税率を規定した法第451条には第5項としてこれが追加されたことによりまして、軽自動車税の環境性能割の非課税の要件を満たすかどうか及び税率の判定については、国土交通大臣の認定に基づき判定する旨を規定した附則第15条の2の2第2項中、追加された第3項及び第5項を引用する条文の追加を行うものでございます。

それでは10ページをお願いいたします。

18番目に、軽自動車税の種別割の税率の特例でございます。附則第16条、令和3年4月1日施行でございます。

軽自動車税の種別割の軽減税率、これを規定する附則第16条第1項中、法律に規定する3輪以上の軽自動車は初めて車両番号指定を受けたことを初回車両番号指定という略称規定につきまして、「第2項から第5項」までとしてございますが、同条に電気自動車等の軽減税率である第6項から第8項が追加されましたので、これを「第8項」までに修正する改正を行うものでございます。

また、軽減税率の適用を登録年度の次年度の課税において適用する規定が、新たに第6項から第8項において規定されることから、既に課税が終了している令和2年度分の軽減税率の適用分である第2項から第4項におきましては、その旨を規定する字句を削除するのでございます。

12ページをお願いいたします。

19番目に、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例として、附則第16条の2、令和3年4月1日施行でございます。

前条第2項から第5項までの規定を適用する軽減対象の車両かどうかの判定につきましては、国土交通大臣の指定した3輪以上の軽自動車について判定する旨を規定した附則第16条の2中、前ページ18で附則第16条において第6項から第8項が追加されましたので、これを引用する字句である「前条第2項から第5項」を「前条第2項から第8項」への変更を行うものでございます。

20番目に、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例（附則第25条）でございます。令和3年4月1日施行。

平成31年4月1日施行の住宅借入金等特別税額控除の改正について、消費税の引上げに伴いまして、令和2年12月31日までに入居した家屋については、控除期間を10年から13年に3年間延長しましたけれども、さらに、新型コロナウイルスのまん延防止等の影響により入居が遅れた場合は、入居期限を1年間延長し令和3年12月31日としました。この規定の適用を受ける場合の控除期間についても1年間延長をいたしまして、令和15年度までとあるのは令和16年度と読み替える附則第25条

第1項が規定されておりますけれども、新たに令和15年度までとあるのは令和17年度までと読み替える第2項を加える改正を行うものでございます。

14ページお願いいたします。ここからは第2条による改正でございます。

21番目に、郡上市税条例等の一部を改正する条例の一部改正（令和2年条例27号）、令和4年4月1日施行、まだ未施行でございますが、これに対するものでございます。令和2年6月議会で議決いただきました郡上市税条例等の一部を改正する条例（施工前）の一部改正を行うものでございます。

その第48条第10項でございますが、引用する地方税法第321条の8に、グループ通算法人の過去の事業年度における外国税額控除の計算方法の規定など、新たに8つの項が加えられ項ずれが生じたため、第52項を第60項とする改め文の訂正を行うものでございます。

第48条第16項は、第48条第16項中、上記第48条第10項と同様に引用する地方税法第321条の8に新たに8つ項が加えられ項ずれが生じたため、第61項を第69項とする改め文の改正を行うものでございますし、第50条第4項では、第50条第4項中、引用する地方税法施行令第48条の15の5について、決算方法が連結納税制度からグループ通算制度に変更されたことに伴いまして、連結親法人の徴収猶予を規定した地方税法施行令第48条の15の4が削除されたため、地方税法施行令第48条の15の5が第48条の15の4に繰り上がる改正が行われましたので、これを引用する条項を追加するものでございます。

15ページの、第52条第3項では、第4項と同様に、地方税法施行令第48条の15の5第4項が第48条の15の4第4項に繰り上がるため、これを引用する条項の改め文を追加するものでございます。

それでは附則第4条ですが、法人市民税延滞金算定の特例について、日本銀行が金融機関に貸し出す金利が5.5%を下回る場合は延滞金の割合を1.1%とする附則第4条第1項中、これも決算方法が連結納税制度からグループ通算制度に改正されたことによりまして、連結法人の申告期限の延長やこれに伴う延滞金の割合を規定しました第52条第4項及び法人税法第81条の24が削除されました。これによって、引用する条文を削除する改正を改め文に追加するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 9番、野田でございます。

いずれの項目にも施行の年月日を書いてあるんですが、この最初の1番と、そして2ページの3番が令和6年になっておりますが、何かどういうわけがあって令和6年になっているのか、これちょっと教えていただきたい。

○議長（山川直保君） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久君） この令和6年になっておる理由としましては、平成2年度の税制改正大綱で、扶養控除の適用対象者から30歳以上70歳未満の者を除く見直しが見直しが示されております。これは所得税でもって令和5年分から適用をするというふうになってございますので、住民税の場合は所得税から1年遅れての提供になりますので令和6年の1月1日からということでございますから、よろしく願いをいたします。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） ということは、この条文第1条の1と3だけについては分離することができれば専決にする必要はないということですよ。それとも、分離はできないから一緒にこうやって専決にしないとならんと。そこはどうでしょう。

○議長（山川直保君） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久君） そういう考え方もあるかもしれませんが、国のほうからもこういった形で準則が示されてございますので、一旦こういった改正をさせて、後からまた先ほどの改正を行うという形になると思いますが、そういうことでございますので御理解をお願いします。

（「理解しました」と9番議員の声あり）

○議長（山川直保君） ほかに質問ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 4番 田中義久君。

○4番（田中義久君） 4番、田中です。

大変中身が最新の様々な状況に応じて対応されているということで、中身のことじゃないんで恐縮なんですけど、令和3年3月31日に公布されて、そして今回の専決をされると、条例改正するわけなんですけど、早いものでは令和3年4月1日施行ということですから、直ちにという部分があるわけですね。当然情報センターですか、そういうところのプログラムの更新されていたんだと思うんですけど、言わばこの春の課税決定に間に合っているということの確認と、細かい項目でいえば、これはこのように反映されているというチェックがどういうふうにするのかなとちょっと調べてみたのと、あるいはそのプログラム変更の定義というのはどこでどの程度賄われているのかというふうな、ちょっとこの本体の話ではないんですけど、ちょっと確認のためにお聞きしたいと思えます。

○議長（山川直保君） 古田総務部長。

○総務部長（古田年久君） 課税につきましては、田中議員も御存じのように市町村行政情報センターのシステムに委託してございますので、当然市町村行政情報センターのほうでも改正条例につ

いてはいち早く把握しておりまして、プログラムの修正を行う準備を毎年しております。なので課税に関しては正しく課税をされているという状況でございますし、その経費につきましては毎年の委託料の中でその分も入ってございますので、含めて委託をしておるということでございます。

(「以上です」と4番議員の声あり)

○議長(山川直保君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 以上で質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第55号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第56号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(山川直保君) 日程4、議案第56号 専決処分した事件の承認について(令和2年度郡上市一般会計補正予算(専決第6号))を議題といたします。

説明を求めます。

古田総務部長。

○総務部長(古田年久君) それでは議案第56号をお願いいたします。

専決処分した事件の承認について(令和2年度郡上市一般会計補正予算(専決第6号))でございます。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

令和3年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、一般会計補正予算書(専決第6号)の1ページをお願いいたしま

す。

令和2年度郡上市の一般会計補正予算（専決第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,339万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ336億894万6,000円とする。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

7ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正、追加でございます。農林水産業費林業費で、事業名が国森林環境税、森林・林業普及啓発事業でございます。金額が158万7,000円。

繰越理由でございますが、9月補正におきまして一部予算を業務委託用のほうは予算組替えをさせていただきましたが、普及啓発のためのパンフレット作成後に事業を開始したことによりまして、新生児にプレゼントする一部の木製品がこの事業用のためだけの受注生産ということもありまして、年度内に納品が完了しないということになりましたので繰越しをお願いするのでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。変更で補正後の事項のみ読み上げさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

公共事業等、補正後が5,350万円でございます。5,090万円の減額。一般単独事業の中の防災基盤事業は6,870万円、1,030万円の減でございます。自然災害防止事業は4,550万円で、350万円の減でございます。緊急防災・減災事業は1億1,550万円で、830万円の減でございます。辺地対策事業につきましては6億3,820万円で、4,440万円の減でございます。補助災害復旧事業は2,740万円で、3,200万円の減でございます。過疎対策事業につきましては2億4,960万円で、1,830万円の減でございます。減収補填債につきましては5,210万円で、2,250万円の減。合計としましては、補正後が23億7,480万円ということで、1億9,020万円の減となります。

補正後の起債方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

予算の詳細につきましては、お配りをしてございます事業概要説明一覧表で御説明をさせていただきますので、こちらを御覧いただきたいと思っております。予算書の次についておりますのでよろしく申し上げます。29ページの次になります。

事業概要説明一覧表の1ページからお願いをいたします。

まずは歳入でございます。

2款の地方揮発油譲与税から次の2ページの13款交通安全対策特別交付金につきましては、補正理由がそれぞれの交付金の確定によるものでございますので、節名称と補正額のみ読み上げさせていただきますのでよろしくをお願いをいたします。

地方揮発油譲与税10万8,000円の増額、交付額の確定によるものでございます。自動車重量譲与税1,293万3,000円の減でございます。森林環境譲与税は8,000円の増、利子割交付金は14万4,000円の減額、配当割交付金は170万4,000円の減額、株式等譲渡所得割交付金は1,133万円の増額、法人事業税交付金は340万9,000円の減額、地方消費税交付金は2,972万2,000円の減額、ゴルフ場利用税交付金は590万8,000円の減額、環境性能割交付金は818万4,000円の減額、地方特例交付金は961万2,000円の増額、地方交付税の特別交付税は4億7,289万4,000円の増額。2ページを見ていただいて、一番上の交通安全対策特別交付金でございますが68万6,000円の増額でございます。

次、14款分担金及び負担金でございます。

農業費分担金、県営土地改良事業分担金は425万2,000円の減額でございます。郡上八幡地区ほか6地区の県営中山間地域農村活性化事業分担金及び白鳥長滝地区の県営経営体育成基盤整備事業分担金の確定によるものでございます。

同じく、県単独土地改良事業分担金は38万円の減額、白鳥大島水路ほか8か所の事業費の確定でございます。

農地農業用施設災害復旧費分担金は49万4,000円の減額、高鷲空山農地の事業費の確定によるものでございます。

同じく、林業用施設災害復旧費分担金は109万円の減額、八幡河内林道ほか2か所の事業費の確定によるものでございます。

16款国庫支出金、公共土木施設災害復旧費負担金は137万7,000円の減額、明宝市道岩切線ほか5か所の事業費の確定でございます。

続きまして、総務管理費補助金で地域公共交通確保維持改善事業費補助金は24万7,000円の増額、地域内フィーダー系統確保維持費の確定によるものでございます。

同じく、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は補正額ございませんが、充当先の変更ということで事業費の確定による調整を行ったもので、以下のとおりでございます。

3ページお願いします。

続きまして、戸籍住民基本台帳費補助金、個人番号カード交付事務費補助金で222万8,000円の増額でございます。令和2年度の実績3,639枚の発行に対する人件費、郵送料等の事業費の確定によるものでございます。

同じく、マイナポイント事業費補助金は29万6,000円の減額でございます。こちらはマイナポイントの申請時に必要となる8桁の数字のマイキーIDというのがありますが、この設定支援について会計年度任用職員を当初予定しておりましたが、正職のほうで対応したということで補助対象外になりましたので、減額ということでございます。

続きまして、保健衛生補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で826万

5,000円の減額でございます。3月までにワクチン接種ができなかったことによります接種経費事業費の確定によるものでございます。

続いて、道路橋りょう補助金、社会資本整備総合交付金（道路橋りょう事業）です。1,003万8,000円の増でございます。こちらは、豪雪による除雪経費に対する社会資本整備総合交付金の交付決定による増額でございます。

同じく、臨時道路除雪事業費補助金1億700万円の増額、同様に豪雪に伴う臨時道路除雪事業費補助金の交付決定によるものでございます。

続いて、都市計画費補助金、社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業補助金）で286万8,000円の減額、歴史的風致形成建造物整備事業、道路美装化の事業費の確定によるものでございます。

続いて、消防国庫補助金、消防施設等整備費補助金で223万円の減額、耐震性貯水槽の設置5基分の事業費の確定によるものでございます。

17款県支出金でございます。

総務管理費県補助金で自主運行バス総合補助金が518万9,000円の増額、補助金の確定によるものでございます。

同じく、清流の国ぎふ推進補助金は520万円の増額で、3市4城シンポジウムの開催やそれから郡上市相撲練習場の覆い屋根、これの設置工事に対する清流の国ぎふづくり推進事業の採択による増額でございます。

同じく、空家除去費支援事業補助金は50万円の減額で、危険空き家解体撤去補助を3件分計上しておりましたが、実績ゼロということでございましたので減額となります。

4ページお願いします。

同じく、空家利活用事業費補助金では27万円の増額でございます。空き家等活用改修費3件、空き家財道具等処分費補助金が4件、この実績に伴う補助金の増額でございます。

同じく、移住支援事業補助金は240万円の減額、マッチング支援事業の4件の見込みが、東京圏の実績がゼロ件だったということで、これに伴います減額でございます。

同じく、高齢運転者交通安全対策事業補助金で33万5,000円の減額でございます。県のほうから割当てがあった154台でございますが、実績としては20台でございますので、これに伴う減額でございます。

続いて、農業費補助金では農業委員会交付金100万円の増額でございます。交付金の確定による増額ということです。

同じく、農業次世代人材投資事業補助金で75万円の減額、前期分の1名減に伴います事業費の確定でございます。

同じく、元気な農業産地構造改革支援事業補助金では28万5,000円の減額、JAめぐみのの大和のライスセンターですが、これの自主検査装置の更新とデータ収録装置、これの導入に伴う事業費の確定でございます。

続いて、農地費の補助金では、県単土地改良事業補助金で183万4,000円の減額でございます。白鳥大島水路ほか11か所の事業の確定でございます。

続きましては林業費の補助金、森林整備地域活動支援交付金で227万円の減額でございます。森林経営計画作成・間伐促進、それから境界の確認事業費の確定でございます。

同じく、集落環境保全整備事業補助金で350万円の減額、明宝の井洞谷流路工ほか5か所の事業費の確定でございます。

5ページをお願いします。

同じく、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金で600万円の減額でございます。ニホンジカの捕獲事業の実績に伴う補助金の確定でございます。

続いて、林業用施設災害復旧費補助金で1,910万4,000円の減額です。美並の白谷夕谷林道ほか10か所の事業費の確定及び2年度と3年度の分割の補助によります減額でございます。

続いて、農地農業用施設災害復旧費補助金105万円の減額、高鷲空山農地の事業費の確定とこちらも2年度と3年度の分割補助によります減額でございます。

同じく、過年度農地農業用施設災害復旧費補助金912万3,000円の増額でございます。八幡の神明用水ほか2か所の平成30年の災害分割補助金の確定によるものでございます。

続いて、選挙費委託金で県知事選挙執行経費委託金825万1,000円の減額、主なものは職員手当てでございますけれども、これも事業費の確定によるものでございます。

続いて、統計調査費委託金、基幹統計調査費委託金で24万5,000円の減額、国勢調査費委託金等の事業費の確定によるのでございます。

続いて、道路橋りょう費委託金、県管理道路除雪委託金は1,258万5,000円の増額でございます。白鳥ほか3地区の委託金の確定でございます。

6ページをお願いします。

続きまして、災害対策委託金、災害救助法委託金で12万円の増額でございます。令和2年7月豪雨に対する災害救助法適用による避難所の開設の際に使用した毛布のクリーニングですとか、備蓄食料の補充に対する県委託金の増額でございます。

19款寄附金、一般寄附金で190万4,000円の増でございます。郡上八幡産業振興公社等の寄附金の確定による増額でございます。

続いて、衛生費の寄附金で20万円の増額でございます。指定寄附の申出1件分でございます。

続いて、ふるさと寄附金、元気づくり寄附金で72万2,000円の増額でございます。令和3年1月

から3月までの申出のあった寄附金による増額ということで、以下同じ理由でございますので、金額のみ読み上げさせていただきます。美しい農山村景観寄附金は249万円の増額、支えあう安心な暮らし寄附金は46万5,000円の増額、香り高い伝統文化寄附金は69万5,000円の増額、子どもたちの明るい未来寄附金は272万円の増額、熱意ある市民活動寄附金は5万円の増額、地域づくり寄附金は810万円の増額で計1,524万2,000円の増額でございます。寄附総額としましては1億6,634万2,000円になります。

続きまして、20款繰入金、財政調整基金繰入金ですが、5億3,279万5,000円の減額でございます。財源振替に伴う繰入金の減額でございます。この結果、令和2年度の取崩しにつきましては3億1,332万6,000円ということで3億円程度になりまして、令和2年度の残の見込みのほうは16億4,000万円ほどになるということでもありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、7ページをお願ひします。

続いて、地域振興基金繰入金で3,054万9,000円の減額です。ここに記載の事業の事業費の確定によるものでございます。

それから、続いて郡上市ふるさと応援基金の繰入金——これは令和元年度分になりますが、美しい農山村景観寄附金で、補正額ございませんが、充当額の変更ということで下記の充当先の事業費の確定によりまして充当額の振替を行うものでございます。

それから、次が同じく支えあう安心な暮らし寄附金、こちらも補正ございませんが、充当額の変更でございますのでよろしくお願ひします。

続いて、森づくり振興基金繰入金で376万9,000円の減額でございます。こちら下記事業費の確定による減額でございます。

22款諸収入、続いて総務費雑入です。ケーブルテレビ指定管理者納入金が補正額ございませんが、充当額の変更ということで、ケーブルテレビ伝送路等更新事業の事業費の確定によりまして、積立金への振替を行うものでございます。

それから、続いて農林水産業費の雑入、水産振興施設管理費雑入で128万1,000円の減額でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、あゆパークの体験利用料等の減額でございます。

23款は市債でございます。総務債は過疎対策事業債で260万円の減額、ケーブルテレビ伝送路光化整備事業等の事業費の確定によるものでございます。

8ページお願ひいたします。

続いて農業債ですが、辺地対策事業債で3,870万円の減額でございます。県営事業費の確定によりまして減額でございます。

同じく、過疎対策事業債では980万円の減額、県営事業費の確定によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

同じく、公共事業等債です。5,090万円の減額、こちらも県営事業費の確定によるものでございます。

続きまして林業債、自然災害防止事業債350万円の減額、明宝の井洞谷流路工ほか5か所の事業費の確定によるものです。

続きまして、道路橋りょう費の過疎対策事業債では520万円の減額、明宝桜谷1号線ほか3路線の事業費の確定によるものですし、同じく減収補填債では1,550万円の減額、減収補填債の発行可能額の確定によります減額でございます。

それから、続きまして都市整備債、減収補填債ですが、こちらも700万円の減額ということで、発行可能額の確定による減額でございます。

続きまして、消防債、辺地対策事業債では570万円の減額、耐震性貯水槽の設置ですとか消防小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプの購入に伴います事業費の確定でございます。

同じく、過疎対策事業債では70万円の減額、こちらは消防小型動力ポンプの積載車の購入事業費の確定によるものでございます。

同じく、防災基盤整備事業債は1,030万円の減額、消防ポンプ自動車、消防小型動力ポンプ積載車購入に伴います事業費の確定でございます。

10ページをお願いいたします。

同じく、緊急防災・減災事業債で830万円の減額、同報系防災行政無線整備の事業費の確定によるものでございますし、続きまして補助災害復旧事業債では、公共土木施設災害復旧債ですが70万円の減額、明宝の市道岩切線ほか5か所の事業費の確定によるものです。

同じく、農地農業用施設災害復旧債では200万円の減額、高鷲の空山農地の事業費の確定です。

同じく、林業用施設災害復旧債では2,930万円の減額、八幡の河内林道ほか10か所の事業費の確定でございます。

以上、歳入合計で2億2,339万円の減額の補正でございます。

続きまして、11ページの歳出のほうをお願いいたします。

まず、2款の総務費でございますが、生活安全対策事業では150万円の減額でございます。危険空家の解体撤去支援事業の実績がなかったということに伴います減額でございます。

その他特目基金の積立金では2,106万2,000の増額でございます。事業費の確定による増額でございます。

それから郡上市ふるさと応援基金の積立金では1,525万2,000円の増額ということで、令和3年1月から3月までに受け入れました、ふるさと寄附金による積立金の増額776件分でございます。それと、さらに下のほうに記載しておりますが、企業版ふるさと納税活用事業の実施に伴う積立金

の増額としまして1万円を計上してございます。こちらのほうは、企業版のふるさと納税を繰り越す場合に、一財をつけて繰り越すようにということで国から指導がございましたので、1万円の一財をつけて繰り越すものでございます。

それから、次が交流・移住推進事業で731万円の減額でございます。ここに記載の事業費の確定による減額ですが、一番下のマッチング支援事業では東京圏からの実績がなかったということでの減額でございます。

それから、次が地方交通対策経費で補正額ございませませんが、財源更生として国県補助金の確定及び基金充当額の調整によるものでございます。

それから、郡上八幡町屋敷越前屋活用事業では補正額ございませませんが、基金充当事業費の確定に伴う基金の充当減によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

郡上の未来を創る人財育成プロジェクト事業では補正額ございませませんが、こちらも財源更生として基金に充当する基金充当事業費の確定に伴いまして、基金の充当額の減を行うものでございます。

防災行政無線整備事業は830万9,000円の減、同報系防災行政無線スプリアス規格対応工事の事業費の確定によるのでございます。

ケーブルテレビ伝送路等更新事業では129万1,000円の減、ケーブルテレビ光化整備現場監理業務等の事業費の確定によるものでございます。もう一つは財源更生で、過疎対策事業債の充当によるということで、ケーブルテレビ指定管理者の納入金の充当を減するものでございます。

それから、ケーブルテレビ運営事業では830万円の減で、主要地方道金山明宝線改良が繰越しとなったため、令和2年度は負担金を減額いたしまして、令和3年度の当初で計上をしたものでございます。

それから、交通安全対策経費では186万円の減額でございます。高齢運転者交通安全対策事業の後づけのペダルのようなのですが、これ400台当初見込んでおりましたが、こちらのほうは市のほうは65歳以上に対する補助になりますので、市としてはマックスの台数を見とったということになりますが、実際は28台だったということでございますので、これに対する減額でございます。

戸籍住民基本台帳事務経費は補正額ございませません。財源更生で個人番号カード交付事務費補助金、マイナポイント事業費補助金の確定によるものでございます。

県知事選挙経費は821万7,000円の減額、それから、次の国勢調査費でございますが6万円の減額、それから、次の農林業センサス調査費2万1,000円の減額、工業統計調査費も3万4,000円の減額、県輸出関係調査費も4,000円の減額、次のページ、学校基本調査費も1,000円の減額ということで、いずれも事業費の確定によるものでございますのでよろしくお願いをいたします。

3款来まして民生費でございます。

国民健康保険特別会計繰出金は178万2,000円の減額でございます。社会保障・税番号システム整備費補助金の交付額の確定に伴う繰出金の減額でございます。

高齢者タクシー等利用助成事業は165万1,000円の増額、事業費の確定による増額と、それから財源更正ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当留保分の充当増によりまして、充当を増やすものでございます。

それから、次ががんばれ子育て応援事業は、これも補正額ございませんが、財源更正ということで、事業費の確定に伴いましてふるさと応援基金の充当を増やすものでございます。

新型コロナウイルス対策赤ちゃん応援特別事業は、こちらも補正額ございませんが、事業費の確定によりまして財源更正で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当増でございます。

衛生費、4款でございますが、予防接種事業で補正額ございません。財源更正ということで、新型コロナウイルス感染症の対応地方創生臨時交付金の充当増でございます。

健康づくりプロジェクト事業も補正額ございません。こちらのほうは財源更正で、指定寄附1件に対する充当を行うものでございます。

それから、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で826万5,000円の減額です。医療従事者等へのワクチン接種経費、それから市民への周知、システム構築等の事業費の確定によるものでございます。

5款は農林水産業費でございます。

農業委員会費の職員給与費は、補正額ございませんが、財源更正で農業委員会交付金の確定による充当でございます。

それから農業次世代人材投資事業では75万円の減額、前期対象者が1名減りましたので、事業費の確定によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

元気な農業産地構造改革支援事業は45万6,000円の減額、JAめぐみのの大和のライスセンター、これの機器の更新、事業費の確定によるものでございます。

世界農業遺産推進事業は186万3,000円の減額、世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会負担金及び世界農業遺産地域活力支援事業補助金の確定によるものでございます。

農作物次期作支援事業は、補正額ございませんが財源更正で、新型コロナウイルスの交付金の充当留保分の充当増によるものでございます。

それから県単独土地改良事業では456万5,000円の減額で、白鳥大島水路ほか11か所の事業費の確定でございますし、県営郡上南部広域営農団地農道整備事業は1,088万5,000円の減額、八幡地区ほか2地区の県営事業の確定によるものでございます。

県営中山間地域農村活性化事業分担金は3,971万9,000円の減額、みなみ地区ほか5地区の県営事

業費の確定でございます。

県営ため池整備事業は485万円の減額、白鳥那留ため池ほか1地区の県営事業費の確定でございます。

県営農道施設強化対策事業は631万円の減額、明宝田口地区ほか2地区の県営事業費の確定でございます。

県営基幹農道整備事業は833万4,000円の減額、高鷲北部農道の県営事業費の確定でございます。

県営かんがい排水事業では445万2,000円の減額、高鷲の沈砂池改修の県営事業費の確定でございます。

15ページをお願いします。

県営経営体育成基盤整備事業負担金は105万円の減額、白鳥長滝地区の県営事業費の確定によるものですし、国森林環境税の林地台帳整備経費49万5,000円の減額、林地台帳データの更新事業費の確定によるものですし、森林整備地域活動支援交付金事業は242万7,000円の減額、森林経営計画作成及び間伐の促進、境界の確認事業費の確定によるものでございます。

ニホンジカの捕獲事業につきましては522万円の減額、事業費の確定でございます。1,152頭です。

森林経営管理事業は160万3,000円の減額、会計年度任用職員報酬及び郡上森林マネジメント協議会運営支援補助金の確定によるものでございます。

林業技術者育成・確保事業は221万8,000円の減額、研修等経費及び林業技術者育成・確保事業補助金の確定によるものでございます。

森林整備推進作業路整備事業は256万円の減額、補助金6事業者、20路線の事業費の確定によるものでございます。

風倒木等林内処理事業は307万9,000円の減額、9地区の事業費の確定によるものでございます。

16ページをお願いします。

森林・林業普及啓発事業では46万1,000円の増額、新生児への市内産の木製玩具の贈呈で、203人分の事業費の確定によるものでございます。

生活保全林整備事業は279万9,000円の減額、事業費の確定でございます。

境界明確化等事前準備事業は74万9,000円の減額で、郡上森林管理マネジメント協議会への補助金の確定によるものでございます。

木材生産事業者等緊急支援事業では302万円の減額、市内の木材生産事業者への補助金の確定によるものでございます。

集落環境保全整備事業は699万9,000円の減額、明宝井洞谷流路工ほか5か所の事業費の確定によるものでございます。

水産振興施設管理運営経費では242万8,000円の減額、新型コロナウイルス感染症の影響によるイ

ベントの中止等に伴う減額と、財源更正ということでふるさと応援基金繰入金の充当先の変更によるものでございます。

それから、6款の商工費です。

構造改革支援事業では、補正額ございませんが、財源更正としまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当留保分の充当増によるものでございます。

それから、雇用対策推進事業では1,078万8,000円の減額でございます。障害者雇用奨励金ほか5事業の事業費の確定によるものでございます。

17ページお願いします。

新型コロナウイルス商工緊急対策事業は、補正額ございませんが財源更正で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当留保分の充当増でございます。

郡上八幡城誘客促進事業は、これも補正額ございませんが財源更正で、3市4城シンポジウム開催についての清流の国ぎふ推進補助金の採択によるものでございます。

新型コロナウイルス観光緊急対策事業は、補正額ございませんが財源更正で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当額の調整によるものでございます。

7款土木費は、過疎対策道路整備事業で506万3,000円の減額、明宝桜谷1号線ほか3路線の事業費の確定によるものですし、県営道路改良事業負担経費では894万4,000円の減額、一般県道鹿倉白山線ほか10路線の事業費の確定による減額と、財源更正としまして減収補填債の発行可能額の確定によるものでございます。

道整備交付金事業では補正額ございませんが、財源更正として減収補填債の発行可能額の確定による更正をしております。

それから、道路除雪経費では補正額ございませんが、財源更正として臨時道路除雪事業費補助金等の交付決定による充当を行っております。

それから、郡上市景観百景プロジェクト事業では126万8,000円の減額、景観百景認定・活動支援事業補助事業費の確定によるものでございます。

街なみ環境整備事業では1,073万5,000円の減額、歴史的風致形成建造物整備事業、道路美装化事業の事業費の確定と、財源更正としまして減収補填債の発行可能額の変更によるものでございます。

8款が消防費でございます。

消防施設整備事業では960万8,000円の減額、耐震性貯水槽の設置、消防ポンプ自動車等の購入に伴います事業費の確定によるものでございます。

18ページをお願いいたします。

消防車両整備事業では補正額ございませんが、財源更正ということで消防ポンプ自動車の購入に伴いまして、防災基盤整備事業債の充当額の確定に伴う充当減を行うものでございます。

災害対策事業費では補正額ございませんが、こちらも財源更正で、令和2年7月豪雨に対する災害救助法適用に伴う県委託金の増額によるものでございます。毛布のクリーニングとか備蓄食料の補充分でございます。

9款教育費ではスポーツツーリズム推進事業で、こちらも補正額がありませんが、財源更正で事業費の合併に伴います地域振興基金の充当減ということでございます。

体育施設整備事業では、こちらも補正額ありません。財源更正ということですが、郡上市相撲練習場の覆い屋根設置工事に係る清流の国ぎふ推進補助金が採択されましたので、これに伴いますものでございます。

10款が災害復旧費、現年補助災害復旧事業（農地農業用施設）でございます。364万円の減額、高鷲空山農地の事業費の確定に伴うものですし、現年補助災害復旧事業（林業用施設）は4,610万円の減額、八幡河内林道ほか10か所の事業費の確定によるものでございます。

現年補助災害復旧事業（公共土木施設）では206万5,000円の減額、明宝市道岩切線ほか5か所の事業費の確定でございます。

以上、歳出合計で2億2,339万円の減額でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたけれども、ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は11時25分を予定いたします。

（午前11時13分）

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時25分）

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 13番 田代はつ江君。

○13番（田代はつ江君） 13番、田代です。

1点だけ教えてください。18ページです。18ページの上から2番の目の災害対策事業のところで教えていただきたいと思います。

避難所の開設の際に使用した毛布のクリーニングと、それから備蓄食料の補充のこの2点をお聞きしたいんですけども、以前に滋賀県かどこかだったと思いますけれども、避難所で使用した毛布はクリーニングに出してもやっぱりカビが生えたりとか不衛生とかそういうことも若干あって、処分、処分って捨てるのではなくて、また次の何かに使うということで、ここではもう使わなくて次

新しい物を買うとそういうことをお聞きしたことがあるんですけども、郡上市においては毛布のクリーニングをやってみえると思います。これ頻繁に使われる物でもないし、毛布も今そんなに高価でなくて、クリーニング代も結構かかると思うんですけども、この辺の採算というか、その辺をどういうふうに思ってみえるか。私的にはこれは新しいのに買い換えられて、そして使ったのはまたほかのところで使われたほうが良いような気がするんですけども、ちょっとその辺を教えてください。

もう一つ、備蓄食料の補充のところで教えていただきたいと思いますが、最近の避難所のところで一番よく補充されるというか、頻繁に使われたものはどういうものがあつたかということと、また賞味期限の関係があるんですけども、発注のタイミングで頼めばすぐ来る物となかなか手に入らない時間のかかるものがあると思うんですけども、きちんとした一覧というものがあつて、これは何日に大体切れるとか、これはまだまだここら辺まではいいとか、そういうことが誰が見ても一目瞭然、分かるようになっているかどうかということをお聞きして、そして今、森藤議員が前に食べ残しとかそういう食品ロスのことをおっしゃったことありますし、最近もよく新聞等でお知らせしておりますし、先日も郡上市の広報に何か月間賞味期限の残ったもので缶詰とかいろいろ食品の中でも限定されますけれども、そういうものを何月のどこどこへ持って来てくだされば、食品バンクのようなあれでいろんなところへ配布がしたいのでそういうふうにしてほしいと、そういうお知らせが出ておりましたけれども、そういう避難所の備蓄品、そういうものについて、発注のタイミングとそしてあとはそういうところへもうあと1か月かそこらしか残っていないとか、そういうものがあればそちらのほうへ回して有効に使っていただけたらとか、そういうことについてはどういふふうにお考えになっているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山川直保君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久君） まず、毛布のクリーニングについてでございますが、人が1回使ったものなのでということで、新しいものに変えたほうが良い、ベストじゃないかという御意見やっと思いますが、ここで予算計上しましたように、災害救助法に適用された場合には毛布のクリーニング代も補助される仕組みになってございますが、できるだけ、人数が少ない場合は、少量であれば買い換えるということも可能なことではあります、仮に全市民が避難したような場合は全部の毛布を使うこととなりますので、また買い換えていく手間もありますし、なるべく、古いものは中にはありませんので、購入してからの使用頻度も少ないものでございますから、なるべくクリーニングということで、クリーニングすれば衛生的な面もあると思いますので、完全に袋に詰めて返却されるということもありますから、なるべくクリーニングという形で対応をしていきたいというふうを考えてございます。

それから、備蓄食料ですが、使われたのは何かということでしたでしょうかね。多かったのはやっぱりアルファ米、お米ですね。水で戻して食べれるような。やっぱりお米が主食になりますんでこういったものが、7避難所にはなりますが、多い品目としてはこれでございます。

それから、管理の方法ということで、誰にも分かるように管理されているかということでございますが、備蓄品につきましては一括で、一覧表作って総務課のほうで管理してございますんで、いつ買ったものはいつ廃棄を迎えるかということは当然把握してございますんで、それに基づいて毎年度、毎年度ではないですが期限に近いものを更新していくというふうで予算づけをして対応しておりますので、よろしく申し上げます。

それから、有効期限が切れたもの、賞味期限切れたものどうするかということですが、当然議員おっしゃるようにそれぞれ、自治会の避難訓練とかそういう場でも再利用させていただいておりますので、無駄にしないように、期限が近いものについて有効な活用をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

(挙手する者あり)

○議長(山川直保君) 田代はつ江君。

○13番(田代はつ江君) 分かりましたけども、それでは備蓄品の中で今広報に出ていたような、ああいう何とか、ちょっと名前忘れちゃったけれども、ああいう生活に困ってみえる人とかそういうところへ送るフード何とか、そういうところへ送られるなんてことは考えられたことがあるのかどうかということを教えてください。

○議長(山川直保君) 古田総務部長。

○総務部長(古田年久君) たしか今まではなかったと思いますが、これからはやっぱりそういうことも考慮をして、いろんなところで活用できるような方向を考えていきたいというふうに思います。

○議長(山川直保君) ほかに質問ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(山川直保君) 9番 野田勝彦君。

○9番(野田勝彦君) 9番、野田です。

ページは17ページ、下から3段目でございます。

補正の額を見ますと、中には大変大きな補正額があつて当初の予算を大幅に残してしまうと。残することは悪いことではないという面と同時に、これはどうしてなんだろうという疑問も湧いてくるわけですが、この景観百景のプロジェクトについてはあまりにも顕著な例でありますので、なぜこういうふうに残ってしまったのか。

その下の街なみ環境もそれに近いような状況なんですけど、あわせて補正額がこういうふうな大きな額になったのはなぜかというのをちょっとお知らせいただきたい。

○議長（山川直保君） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義君） それではただいまの質問にお答えをしたいと思います。

まず、郡上市の景観百景プロジェクト事業でございますが、126万8,000円の減額ということで、こちらにつきましてはこの景観百景に関わりますマニュアルの策定を、一応当初予算では3地区、なおかつそれに基づきます活動に対する補助、これも一応3地区を想定させていただきまして、そのお金として当初170万2,000円、こちらを組ませさせていただきました。結果として当年度に、まずマニュアルを作られた対象地区が1地区、要は3地区予定しているところで1地区作られたと。いうことと、それに伴います活動ですけど、こちらにつきましては当初3地区の活動の補助をということで予定しましたが、結果的に当年度に具体的な活動によって補助対象の事業をやられたところと、ところが該当がありませんでしたので、当初予定した分の事業費相当が出なかったということで、結果的にはマニュアルの1地区作成、こちらに伴います補助ということの実績になりましたので、予算（ ）が減額ということになっております。

次に、その下の街なみ環境整備事業、こちらですけど、こちらにつきましては事業の内容としましては、表記してありますように歴史的風致形成建造物の整備事業と道路の美装化事業ということで、これは主に八幡の市街地になるわけですけど、まず道路の美装化につきましては、一部の地区におきまして現状の舗装を、通常とは少し変わった構図の舗装ですけど、こういったもので上地塗りの道路の舗装の修景を行うということで、こちらは予定した事業量よりは少し多めな実施ができたわけです。ただ、歴史的風致形成建造物の整備事業、こちらにつきましては、この町なかにあります建物ですね。この民間の建物につきまして、景観条例も関連した上で町並みの修景の整備を行う観点から、民間の建物、こちらの改修、そういったものに一定の補助を出すという形のものなんですけど、これにつきましてはその対象建物であるというところの認定をするわけですけど、これに対する作業ということで、結果的に最初は予定を、修景の工事に対しての補助を予定したわけですけど、その建物としての認定までのちょっと経過がそこまで至らなかったということで、対象物に対する補助が、対象物件が固定できなかったということもありますので、こちらにつきましては基本的にはこの街なみ環境整備は5年をスパンで事業を回していくわけですけど、これにつきましては3年度以降、認定の方法も踏まえて再度仕切り直しということになる関係で、対象物が固定できなかったという事情で減額ということをさせていただきますので、よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） おおよそ分かりましたが、例えば上の景観百景ですと3地区指定されたわけですね、当初は、3つの地域を……

（「を予定を」と小酒井建設部長の声あり）

○9番（野田勝彦君） しとったけども、実際は1地区だけであつたと。そういう言わば地区とか地域を指定して、丸投げとは言わないにしてもそこにお預けするという形というのはなかなか予算化難しいと思います。ですが、ここまで大きく狂ってくるということもかなり問題があるんじゃないかと。当初の想定がですね。当初の想定がここまでできるんだということをもう少し詰めて予算化をすべきではないかというふうに思いますので、今後とも御努力をぜひともお願いしたいと思えます。

○議長（山川直保君） そのほか質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 12番 森喜人君。

○12番（森 喜人君） 1点だけお願いします。

16ページの一番下の雇用調整助成金の部分なんですけど、これは2,400万円が予定といますか、見込んだ額だと思いますが、この額に比べるとかなり低いといますか、なんですけども、これは年間、令和2年度の1年間の額なのか、どの期間でこの額なのかということちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（山川直保君） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行君） そうしましたら、雇用対策推進事業の一番下のところにあります雇用調整助成金864万円の減額ということにつきましての質問についてお答えをさせていただきます。

こちらのほうの事業につきましては、コロナ経済対策として昨年4月議会とあと12月議会に補正をさせていただいて、いわゆる国の雇用調整助成金に上乗せをしていくというもので約10%、1事業者当たり50万円を9か月間、1月から、1月に遡及いたしまして、1月から9月までの9か月支給をいたしました。当初この2,000万円を予算化させてもらったときには、おおむね160件分の15万円という試算で、この額を予算計上させていただきました。結果、110件の交付実績で1,536万円というものでございました。

こちらにつきましては、国の雇用調整助成金はその申請については大体の方が、ほとんどの方がハローワークを通じて申請をしていくということがございますので、市としましては、市のこういう上乗せ補助があるということをハローワークを通じて、チラシなど作成しまして周知をさせていただきました。ですから、ほぼほぼ御申請のほうはしていただいたのではないかとというふうに市のほうでは考えております。

以上であります。

○議長（山川直保君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 以上で質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第56号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第57号について(提案説明・採決)

○議長(山川直保君) 日程5、議案第57号 専決処分した事件の承認について(令和2年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(専決第2号))を議題といたします。

説明を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長(田口昌彦君) それでは、議案第57号について御説明をいたします。

専決処分した事件の承認について(令和2年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(専決第2号))。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

令和3年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりください。

国民健康保険特別会計補正予算書(専決第2号)です。

もう1枚おめくりください。

令和2年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算(専決第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,395万6,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ171万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,086万7,000円とする。

2項は省略させていただきます。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第2表繰越明許費による。

令和3年3月31日専決、郡上市長 日置敏明。

5枚おめくりをいただきまして、8ページをお願いします。

国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）、第2表繰越明許費でございます。

款1総務費、項1総務管理費、小那比診療所管理費7万2,000円、高鷲診療所管理費7万2,000円、和良診療所管理費14万3,000円、石徹白診療所管理費7万2,000円、合計35万9,000円でございます。いずれも、マイナンバーカードを活用したオンラインによる医療保険資格確認に必要な機器が全国的に品不足となり、年度内完了できないため、繰り越すことになったものです。

予算の詳細につきましては、先ほど議案第56号で説明に使用しました事業概要説明一覧で御説明をさせていただきます。

ページ数は19ページになります。

国民健康保険特別会計、歳入、款3国庫支出金、国保制度関係業務準備事業補助金、補正額は178万2,000円の増額です。社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付額確定による増額でございます。補助率は10分の10です。

款5県補助金、特別調整交付金100万円の減額、事業費の確定による減額でございます。

款7事務費等繰入金178万2,000円の減額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付額確定による繰入金の減額でございます。

歳入合計としまして100万円の減額でございます。

続きまして、歳出です。

款1国保事務経費、補正額はございません。社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付額確定による財源の充当になります。こちらは、オンライン資格確認、健康保険証のオンライン資格確認のため、保険証の様式に枝番を印字する改修を実施したのになります。

款2傷病手当金100万円の減額、傷病手当金の支給実績確定により減額するものでございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる場合に、会社などを休み、その間の給与などが支払われない場合に傷病手当金を支給するものでございますが、申請がございました。

歳出の合計としましては100万円の減額でございます。

次の20ページをお願いします。

国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）、歳入です。

款1外来収入、現年度分、後期高齢者保険診療報酬収入、補正額はございません。医薬品の購入

数確定による充当額の変更になります。

款3 医療提供体制設備整備交付金、補正額は171万6,000円の減額となります。事業の年度内完了ができないため、補助金申請が来年度となることによる減額でございます。こちらは、繰越明許費で御説明しましたマイナンバーカードによるオンライン医療保険資格確認に必要な整備が、コロナ禍により全国的に通信機器が品不足となったことによるものでございます。

歳入総額は、171万6,000円の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

款2 高鷲診療所医療品衛生材料費42万9,000円の減額、和良診療所医療品衛生材料費128万7,000円の減額、いずれも医薬品の購入数量確定による減額でございます。

歳出総額は171万6,000円の減額でございます。

以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第57号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第58号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程6、議案第58号 専決処分した事件の承認について（令和3年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第58号をお願いいたします。

専決処分した事件の承認について（令和3年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））でございます。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年4月12日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

令和3年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,066万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ264億9,366万6,000円とする。

予算の詳細につきましては、事業概要一覧表で説明をさせていただきますので、そちらを御覧ください。

1ページをお願いいたします。

歳入からでございますが、15款国庫支出金で児童福祉費補助金として、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金事業費分でございます。1,900万円の増額、新型コロナウイルス感染症対策による子育て・ひとり親世帯の生活支援特別給付金に伴う事業費補助金の増額でございます。5万円掛ける380人分でございます。

同じくその下の事務費分でございますが166万6,000円の増額でございます。こちらはシステム改修費と給付金給付事務費分でございます。

歳入合計で2,066万6,000円でございます。

歳出のほうお願いしたいと思いますが、3款民生費で子育て世帯生活支援特別給付金給付事業で2,066万6,000円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症対策による低所得のひとり親の子育て世帯の生活支援特別給付金の支給に伴うものでございます。5月11日の児童扶養手当の定期払いに上乗せをして支給するものとされましたので、専決をお願いしたものでございます。支給額、給付金給付額の1,900万円のほかに、事務費のほうで166万6,000円、システム改修等でございます。1人5万円の380人分の支給でございます。

歳出合計も2,066万6,000円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号については、会議規則第37条第3項の規

定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第58号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、ここで昼食のため暫時休憩といたします。再開は午後の1時を予定します。

(午前11時54分)

○議長(山川直保君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◎議案第59号から議案第61号までについて(提案説明)

○議長(山川直保君) 日程7、議案第59号 郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてから、日程9、議案第61号 郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

可児商工観光部長。

○商工観光部長(可児俊行君) それでは、議案第59号をお願いいたします。

議案第59号 郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例について。

郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、企業立地奨励金等を受けられる基準の特例期限を延長するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、本文といたしましては、郡上市企業立地促進条例の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の郡上市企業立地促進条例の規定は、令和3年4月1日から適用するものがございます。

次のページには新旧対照表がありまして、その次に資料を添付させていただいておりますので、そちらの資料のほうをごらんいただきたいと思います。

こちらの資料に、企業立地促進条例による制度について分かりやすく示した内容を、中段ほどから明記しております。

下段のところの企業立地奨励金や事業所等設置奨励金が受けられる要件が中段ほどにございますが、まず1つ目の要件といたしましては、市外から市内へ事業所等を新設した場合、その投下固定資産額が5,000万円以上で、かつ新たに常時雇用する従業員を5人以上というものが原則であるということ。

2つ目といたしましては、市内の事業者等が市内に事業所等を増設または移設した場合に、その投下固定資産額が3,000万円以上で、かつ新たに常時雇用する従業員を3人以上というものが原則でございます。

この雇用要件につきましては、平成21年から緩和を適用しておりまして、緩和要件といたしましては、本来5人以上とあるべきところを3人以上に読みかえ、本来3人以上とあるべきところを1名以上というふうに読みかえるものでございまして、この緩和要件適用の特例期限について、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等のかんがみ、さらに3年間延長をしていただきたいというものがこのたびの条例一部改正の趣旨でございます。

新旧対照表もそのことが明記してございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（山川直保君） 続きまして、議案第60、61号をお願いします。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦君） 議案第60号について御説明いたします。

郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設などの運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

1枚おめくりいただきました次のページが改め文となっております。

その次のページが新旧対照表です。

説明については、次のページに資料をつけておりますので、そちらで御説明をさせていただきます。

改正理由につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に当たり、連携施設の確保が困難と認めるときは、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう措置を講じるための改正となります。

用語解説を記載しております。特定教育・保育施設とは、保育園、幼稚園、認定こども園、特定地域保育事業者は、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を行う事業者となります。

主な改正点ですが、1つ目としまして、特定地域型保育事業所卒園後、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合の改正、2つ目に、教育・保育が継続的に提供されるための連携施設の必要性についての改正となります。

改正内容です。第42条第4項に、特定地域型保育事業の終了による規定の適用外となる事項を加えるものとなります。

1号につきましては、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供される場合、2号が連携施設の確保が著しく困難であるときでございます。

次の裏面をお願いします。第42条第5項につきましては、教育・保育が継続的に提供されるために連携施設の適切な確保が必要とされておりますが、文中の連携協力を「行うもの」とされていた字句を「行う施設」と改めるものになります。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第61号について御説明いたします。

郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和3年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、家庭的保育事業などの設備及び運営に関する基準並びに障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準などの一部改正に伴い、所要の規定を整備するためこの条例を定めようとする。

1枚おめくりいただいた次のページが改め文となっております。

3枚おめくりいただいたところからが新旧対照表でございます。

さらに、7枚おめくりいただきました次に資料をつけておりますので、資料にて御説明をさせて

いただきます。

改正理由につきましては、令和3年厚生労働省令第52号により、教育及び利用乳幼児の用語の定義範囲の改正がされました。また、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づきまして、一部改正がございました。それに対応するため所要な改正を行うものでございます。

主な改正点ですが、1つ目に、教育及び利用乳幼児の用語についての定義範囲の改正、2つ目に、連携施設から代替保育士の確保が困難な場合の保育士確保に係る改正、3つ目に、卒園後の受け皿として、連携施設及び居宅訪問型保育事業者が保育を提供することができる場合の定め改正、4つ目に、保育士の数の算定に係る改正、5つ目に、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令による特別避難階段の構造の改正、6つ目に、記録や作成について書面のほかに電磁記録によって行うことができる改正、7つ目に、家庭的保育事業所などの自園調理移行への経過措置期間の改正となります。

改正内容です。第6条第1項から第5項につきましては、教育及び利用乳幼児の用語の定義範囲の改正です。

2ページをお願いします。左側、改正前の8段目の下線部分「第3号」とされていたものを、右側、改正後下線部分「以下この条」において適用するための改正でございます。2号から5号を追加することによります。

さらに、改正後の下から6段目となりますが、第3号について第4項第1号を追加する改正となります。

次のページをお願いします。第2項から第5項については追加となります。

第2項は、家庭的保育事業者などの代替保育士の確保が著しく困難である場合の規定の適用外を示したものです。役割分担、責任の所在が明確化されていること。連携協力者の本来の事務に支障がないこと。保育提供終了後も引き続き連携施設において受け入れることとなります。

第3項におきましては、4ページのほうをお願いします。代替保育士の確保が連携施設と著しく困難な場合、小規模保育事業A型の保育士と同等の能力があると認められるものでなければならぬと規定しております。

第4項におきましては、卒園後の受入れ先の確保のための連携施設及び居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる場合の定め改正を追加しております。

5ページをお願いします。第5項は、家庭的保育事業者などは市長が適当と認める連携協力施設を確保しなければならないことを規定するものです。

次のページをお願いします。第16条の第2項です。市長が適当と認める事業者から、食事の外部搬入をすることができること規定するものです。適当と認める事業者は、園などから調理業務を委

託している事業者のうち、適切に遂行できる能力を有する事業者となります。

第23条の第2項です。法第34条の20第1項第4号を法第34条の20第1項第3号に改めるものです。具体的には、該当しないものというものを規定しておりますが、その2号目で、こちらは児童虐待または非措置児童などを虐待を行ったもの、その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をしたものというものがこの2号になります。

続いて、第28条第7号表中、下線部分につきましては、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令により建築基準法施行令の特別階段の構造が改正されたことによる改正です。

8ページをお願いします。第29条の第3項及びその下の表、第31条第3項につきましては、保育士の算定に従来の保健師及び看護師に加え、准看護師も保育士と見なすことの改正です。

3つ目の表になりますが、第37条第2号、第4号について。2号の平成24年法律第65号を削り、卒園後の受入れ先の確保のための連携施設及び居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる場合の定め改正として4号に、保護者の疾病、疲労、その他の身体上、精神上もしくは環境上の理由により、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合を加えるものです。

第43条第8号表中、下線部分につきましては、建築基準法施行令、地方自治法施行令の一部を改正する政令により、建築基準法施行令の特別階段の構造が改正されたことによる改正です。

第44条第3項につきましては、保育士の算定に従来の保健師及び看護師に加え准看護師も保育士と見なすことの改正となります。

第45条第1項、2項につきましては、第6条に第2項から第5項を加えることにより、第6条第1号の引用を第6条第1項第1号に改めるものです。第2項は満3歳以上を受け入れる保育所型事業所内保育事業は、卒園後の連携は不要とするための改正です。

第47条第3項につきましては、保育士の算定に准看護師も見なすことの改正です。

次のページをお願いします。第49条は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律改正に伴い、書面のほかに電磁的記録によって行うことができることになったため、規定を加えるものでございます。

第50条は、第49条を加えたことによる繰下げです。

附則第2項、食事提供の経過措置の基準となる日を「この条例の施行の日」から「施行日」に改めるものです。

1枚おめくりいただいた右側、13ページをお願いします。附則第3項は、家庭的保育事業所などが自園調理へ移行するまでに10年間の経過措置を設けるものです。

附則第3項から附則第9項につきましては、附則第4項から第10項へ繰下げのものとございます。

附則第4項は、文中に「特例保育型事業所内保育事業者を除く」を追加し、「第6条本文の引用」を「第6条第1項本文」に改めるものです。

次のページをお願いします。また、この条例の施行の日を施行日に改め、経過措置を5年から10年に延長します。

附則第5項及び次の第6項は、この条例の施行の日を施行日に改めるものでございます。

15ページをお願いします。附則第7項につきましては、文中のひらがなの「または」を漢字の「又は」に改める字句の修正でございます。

附則第9項につきましては、附則第6項を附則第2項に改めるとともに、ひらがなの「または」を漢字の「又は」に改めるものでございます。

最後のページをお願いします。附則第10項につきましては、前2条を前2項に改めるものとなります。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明としましては以上になります。

○議長（山川直保君） 以上で説明を終わります。質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第62号から議案第65号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（山川直保君） 日程10、議案第62号 令和3年度郡上市一般会計補正予算（第1号）についてから、日程第13、議案第65号 令和3年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）についてまでの4議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第62号から議案第65号まで、4会計の補正予算案の議案につきまして読み上げさせていただきます。

議案第62号 令和3年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について、議案第63号 令和3年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第64号 令和3年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について、議案第65号 令和3年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和3年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、一般会計補正予算書第1号の1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億920万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ270億286万8,000円とする。

第2条、債務負担行為の追加は「第2表債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の変更は「第3表地方債補正」による。

5ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為の表でございます。追加でございます。過年補助災害復旧事業、公共土木施設で、期間は令和3年度から令和5年度まで。限度額が5億3,200万円でございます。

理由としましては、本工事は地滑り災害復旧工事でございます。査定後に発注となりますが、標準工期のほうは2年となるため、債務負担行為をするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。変更です。公共事業等では、大島・恩地線ほか1路線になりますが、補正後の限度額を9,090万円とするもので、170万円の減額でございます。

それから、補助災害復旧事業では、鍛冶屋洞線、地滑りでございますが、こちらのほうで限度額を2,410万円とし、2,170万円を増額するものでございますし、辺地対策事業では、社会資本整備総合交付金事業の神谷・棚井線ほかでございますが、補正後で5億7,920万円とし、1,970万円を増額するものでございます。合計は23億5,490万円ということでございまして、3,970万円を増額するものでございます。

補正後の起債の利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

続きまして、介護サービス事業特別会計補正予算書をお願いいたします。

1ページお願いします。

令和3年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,932万5,000円とするものでございます。

次に、明宝財産区特別会計補正予算書のほうを御覧いただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。

令和3年度郡上市の明宝財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,650万円とするものでございます。

次に、郡上市病院事業会計補正予算書を御覧いただきたいと思います。

1ページをお願いします。

第1条、令和3年度郡上市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度郡上市病院事業会計第4条本文括弧書き中、収入不足額に対して過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金で補填する額でございますが、3億5,516万5,000円を3億5,965万9,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出のほうですが、第1款郡上市民病院事業資本的支出第1項の建設改良費で、補正予算額として449万4,000円を増額し、合計で7億6,247万6,000円とするものでございます。

以上、4会計につきましての補正予算の上程でございます。それぞれ事業概要一覧表等に詳細を記載しておりますので、これを参考に御審議をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） ただいま説明がありました議案第62号から議案第65号までの4議案につきましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託したいと思います。

なお、質疑については予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第62号から議案第65号までの4議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、6月14日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号から議案第65号までの4議案につきましては、6月14日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第66号について（提案説明）

○議長（山川直保君） 日程14、議案第66号 財産の無償譲渡について（美並町山田地内）を議題といたします。

説明を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久君） それでは、議案第66号をお願いいたします。

財産の無償譲渡について（美並町山田地内）。

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産、表内、種別、所在地、面積、地目の順に読み上げさせていただきますが、種別は全て土地でございますので、最初だけで読み上げさせていただきます。

所在地、美並町山田字夏焼平1225番1、1万3,653平方メートル、山林、美並町山田字夏焼平1225番10、3万6,866平方メートル、保安林、美並町山田字夏焼平1225番17、3,439平方メートル、山林、美並町山田字夏焼平1225番154、1万1,158平方メートル、山林、美並町山田字夏焼平1225番165、1,770平方メートル、山林、美並町山田字夏焼平1225番166、4,088平方メートル、山林、美並町山田字夏焼平1226番1、2,701平方メートル、墓地、美並町山田字夏焼平1226番2、82平方メー

トル、火葬地、美並町山田字小浅柄1230番1、5万8,040平方メートル、保安林、美並町山田字小浅柄1230番6、26平方メートル、保安林、美並町山田字小浅柄1230番11、191平方メートル、保安林、美並町山田字小浅柄1230番21、2万9,752平方メートル、山林、美並町山田字小浅柄1230番32、22平方メートル、保安林、美並町山田字小浅柄1230番42、9.91平方メートル、保安林、美並町山田字小浅柄1230番43、33平方メートル、保安林、美並町山田字円山1255番19、83平方メートル、畑、美並町山田字円山1225番153、691平方メートル、山林、合計で16万2,604.91平方メートルでございます。

次のページお願いいたします。

2、譲渡の相手方でございますが、郡上市美並町山田1493番地39、くじ本自治会でございます。

3、譲渡の理由ですが、くじ本自治会が実質所有する市名義の土地を当該自治会に譲渡するものでございます。

くじ本組所有の土地は全部で19筆ございましたが、岐阜県森林公社との分収造林契約の分収割合の変更を行う必要のあった2筆については、先行して昨年の6月議会で財産の無償譲渡の議決をいただきまして契約の変更を行いましたが、残る17筆についても同じく実質くじ本自治会が所有するとしてございますので、今回無償譲渡の議決をいただきたいものでございます。

なお、昭和22年のポツダム政令によりまして、町内会、部落会またはその連合会に属する財産は遅滞なく処分しなければならない。さらに、政令施行後の2か月以内に処分されないものは市町村に帰属するものというふうにされておりますので、地縁団体への譲渡を可能とするために、令和3年1月25日郡上市名義での所有権保存登記を行いましたので、今回無償譲渡の議決をいただき、くじ本自治会に所有権を移転するものでございます。

ところが、1225番19につきましては、現況は山林であります但登記簿の地目は畑となっており、農地の転用がなされていないため資料の3ページ、4ページもつけておりますが、令和3年3月3日に農業委員会へ山林の転用許可を申請し、4月19日に転用の許可が別添のとおりおいておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、場所につきましては資料2ページ目に添付してございますが、東海北陸自動車道の瓢ヶ岳パーキングを出て最初の山田トンネルに入る手前の右側でございますが、これと円山の住宅地内、それからトンネルの上の部分ですね、それからトンネルを出てからの両側でございますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山川直保君） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第67号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程15、議案第67号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

説明を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久君） 議案第67号をお願いいたします。

物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）でございます。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約の目的、消防ポンプ自動車の購入、2、契約の方法ですが、指名競争入札による。3、契約金額は2,156万円でございます。4、契約の相手方、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役、臼井潔、納入場所は郡上市美並町白山1071番地2、物品の内容は消防ポンプ自動車1台でございます。

1枚おめくりをいただきまして、資料のほうつけさせていただきますが、重複箇所は省略して説明をさせていただきます。

物品名はCD-1型消防ポンプ自動車でございます。

納入場所は、美並方面隊の第2分団第2部、刈安という地区でございます。

納入期限は、令和4年3月25日でございます。

6番目の車両の仕様でございますが、CD-1型消防専用シャーシ使用（最新式の車両）でディーゼルエンジン、排気量4,000cc以上、150馬力以上の寒冷地仕様でございます。

ポンプの仕様につきましては、高圧2段バランスタービンポンプA-2級でございます。

裏面のほうをお願いします。入札結果でございますが、市内業者1社を含む9社の入札によりまして、株式会社ウスイ消防が落札したものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。議案第67号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号については委員会の付託を省略す

ることに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第67号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第67号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第68号について(提案説明・採決)

○議長(山川直保君) 日程16、議案第68号 物品売買契約の締結について(消防小型動力ポンプ積載車購入)を議題といたします。

説明を求めます。

古田総務部長。

○総務部長(古田年久君) それでは、議案第68号をお願いいたします。

物品売買契約の締結について(消防小型動力ポンプ積載車購入)。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1つ目に、契約目的は消防小型動力ポンプ積載車の購入でございます。2、契約の方法は指名競争入札による。3、契約金額は3,520万円でございます。4、契約の相手方は、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役、臼井潔、5、納入場所、郡上市八幡町河鹿531番地1、同じく大和町栗巣404番地、同じく白鳥町野添807番地2、同じく白鳥町二日町435番地、同じく高鷲町ひるがの4670番地3713でございます。6、物品の内容は消防小型動力ポンプ積載車5台でございます。

1枚おめくりをいただきまして、資料のほうで、重複箇所は省略させていただきます。

物品名が消防小型動力ポンプ積載車でございます。

納入場所は、八幡方面隊の第2分団第3部河鹿、それから大和方面隊第1分団第6部栗巣、白鳥方面隊第2分団第2部野添、白鳥方面隊第4分団第5部二日町、高鷲町方面隊第3分団第2部ひるがのでございます。

納入期限は、令和4年3月25日でございます。

6番目の物品内容の車両の仕様でございますが、令和2年式ダブルキャブの4WD、最新式の車

両でございます。排気量は2,500cc以上、寒冷地仕様でございます。

裏面でございますが、入札結果でございます。こちら市内業者1社を含む9社の入札によりまして、株式会社ウスイ消防が落札をしたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。議案第68号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第68号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第69号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（山川直保君） 日程17、議案第69号 物品売買契約の締結について（高規格救急自動車購入）を議題といたします。

説明を求めます。

笹原消防長。

○消防長（笹原克仁君） それでは、議案第69号をお願いします。

物品売買契約の締結について（高規格救急自動車購入）。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約の目的、高規格救急自動車の購入、2、契約の方法、指名競争入札による、3、契約金額、3,392万4,000円、4、契約の相手方、郡上市八幡町稲荷1156番地、岐阜トヨタ自動車株式会社

八幡店、店長、熊崎広道、5、納入場所、郡上市白鳥町為真1187番地1、6、物品の内容、高規格救急自動車1台。

1枚おめくりいただきまして、資料がつけてございます。資料で説明させていただきます。

物品名につきましては、高規格救急自動車、納入場所は先ほど住所を申しましたが、郡上北消防署こちらの配備の車になります。

納入期限につきましては、令和4年3月1日。

契約金額と相手方については、先ほど申しましたので省略させていただきます。

6、物品の内容、高規格救急自動車1台、車両の仕様でございますが、キャブオーバータイプ、こちらフルタイムの4WDでございます。乗車人員8名。

あと安全装備としまして、衝突回避支援パッケージとしましてトヨタセーフティセンス、それからパノラミックビューモニター、こちら車両の上から見た映像をナビゲーションのモニター、こちらに映し出す機械でございます。

それから、ITSコネクト、こちらは車に搭載しましたセンサーでは捉えきれない見通し外の車とか人の存在、それから信号情報を道路と車、あるいは車同士が直接通信して取得しまして、ドライバーに知らせることで安全運転を支援する装置でございます。

例えば、これ相互につけている車がありましたら、救急車が背後からサイレンを鳴らして接近しているというようなこともその緊急車両の存在をモニターの中に表示するというようなシステムでございます。

続きまして、艤装でございますが、大型LED散光式警光灯、こちら赤色灯でございます。電動式排気換気扇、これは患者室に設置いたします。防振機能つきベッド、これはストレッチャーを上に乗せて振動を緩衝する、そういった装置でございます。酸素吸入装置。

それから資機材でございますが、自動心臓マッサージ器、モニタリング付き除細動器、ビデオ喉頭鏡、吸引機などを設置しております。

1枚おめくりいただきまして、車両の参考図ですがこちらでございます。

次のページですが、入札結果につきましては登録のあります10業者、こちらのほうに照会をかけたところ3社から応札がありまして、1社は辞退、残り6社は不着ということでございます。

入札の3社のうちの最低価格の岐阜トヨタ自動車株式会社八幡店、こちらのほうが落札でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） 9番、野田です。ちょっと参考までに、私知っておきたいので伺いたいと思いますが、こういう特殊な車両、前の消防車も同様だと思いますが、市販ではなかなかないような特殊な車両だと思いますけども、あるカタログの中に高規格救急車というある型番があって、そういうのが幾つかあってこれというふうに指定して入札をするのかそれとも、その場合は艤装やその他は全部その中に入っておりますので、オプションで選択するということはそれは考えないんですけども、あるいはそれともベースがあってこういうオプションにして入札をするのか、どちらでしょうか。

○議長（山川直保君） 笹原消防長。

○消防長（笹原克仁君） 質問にお答えします。

救急車は、大きく分けると2B型という標準型の救急車とあと高規格救急車という2種類に分かれまして、こちらが大きな区分けになります。

標準型の救急車ですと、救急車救命士が行う特定行為とかそういったものが行える資機材が積載されませんので、こういった救急車を選択しましてそちらに救急救命士が搭乗し、そちらの仕様の車で出場するというようなことになります。よろしいでしょうか。

（挙手する者あり）

○議長（山川直保君） 9番 野田勝彦君。

○9番（野田勝彦君） はい、分かりました。ということは、入札に応ずるほうは全て同じ規格で金額が出てくるわけですね、はい。了解しました。

○議長（山川直保君） そのほか質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 以上で質疑を終結します。

お諮りします。議案第69号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第69号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は、原案のとおり可とすることに

決定いたしました。

◎議案第70号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程18、議案第70号 物品売買契約の締結について（建設機械（凍結防止剤散布車）購入）を議題といたします。

説明を求めます。

小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義君） それでは、議案第70号をお願いします。

議案第70号 物品売買契約の締結について（建設機械（凍結防止剤散布車）購入）。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約の目的でございます。建設機械（凍結防止剤散布車）の購入でございます。契約の方法につきましては、指名競争入札によるものです。契約金額につきましては、2,068万円でございます。契約の相手方、郡上市八幡町中坪三丁目3番地15、西建株式会社、代表取締役、西川玲子。納入場所、郡上市八幡町有坂50番地1、物品の内容、凍結防止剤散布車1台でございます。

おめくりいただきまして、資料を添付してございます。

重複部分の説明につきましては、省略をいたします。

3の納入期限でございますが、令和3年11月30日の納期限でございます。

6の物品の内容でございます。凍結防止剤散布車1台ですが、仕様につきましては、散布剤を入れるホップ容量が2.5立米級、あとは附属物といたしましてスタッドレスタイヤ、運行記録計、冬用のワイパーブレード、床マット、シャシフレームの洗浄装置、バックアイカメラ、ドライブレコーダー、エアコン、指示表示等でございます。

凍結防止剤散布車を含め冬期の除雪作業車につきましては、毎年計画的に更新または増強しておりますので、今回八幡町のエリアを作業します散布車、こちらが現状の機械が25年を経過しておりますので、かなり老朽化しておるところで、今回更新をさせていただくものでございます。

おめくりいただきまして、入札の結果をつけてございます。

除雪車で登録のあります市内業者12社の指名による入札ということで、結果、西建株式会社さんが応札をされた金額によって契約を締結ということになります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。議案第70号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第70号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎報告第2号から報告第5号までについて（報告）

○議長（山川直保君） 日程19、報告第2号 令和2年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程22、報告第5号 令和2年度郡上市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの4議案を一括議題といたします。

順次報告を求めます。報告につきましては、できるだけ簡略に要旨について報告をお願いします。それでは、報告第2号をお願いします。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久君） 報告第2号をお願いいたします。

令和2年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、繰越計算書でございますが、これらにつきましては12月議会及び3月議会、3月31日専決でお願いしたものでございますけれども、実際に繰り越した額及び財源内訳の報告でございます。

たくさんございますので、事業名と翌年度繰越額及び特別な財源についてだけ御説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、ワーケーション推進事業は1,427万8,000円、戸籍住民基本台帳事務経費が642万4,000円、保育園管理運営経費が126万円、児童館管理運営経費が19万7,000円、保育園施設整備事業が173万

1,000円、乳幼児健診が47万5,000円、ごみ収集車整備事業が1,062万8,000円、市単独土地改良事業が712万円、森林・林業普及啓発事業が158万7,000円、生活保全林整備事業が1,435万5,000円、県単独林道整備事業が1,711万2,000円、道整備交付金事業が3,800万1,000円、森林整備推進林道整備事業が873万5,000円、新型コロナウイルス商工緊急対策事業が8,130万円、新型コロナウイルス観光緊急対策事業が2,678万円、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者応援事業が800万円で、収入特定財源としまして800万円を計上しておりますが、これは企業版のふるさと納税の分でございますので、よろしく申し上げます。

それから、観光施設維持管理経費で242万円、こちらは未収入特定財源のその他で48万4,000円がございますが、これは指定管理者の負担金20%分でございますので申し上げます。

次のページ、辺地対策道路整備事業 1億1,950万9,000円、社会資本整備総合交付金事業が1億705万円、道整備交付金事業が1,095万6,000円、公共施設等適正管理推進事業が6,124万3,000円、道路メンテナンス事業が3,265万円、河川自然災害防止事業が6,700万円、消防活動経費が1,538万6,000円、災害対策事業費が359万5,000円、学校健康管理事業で99万円、小学校管理事務経費が1,680万円、小学校校舎等整備事業が6,927万9,000円、小学校統合整備事業で839万9,000円、中学校管理事務経費が640万円、中学校校舎等整備事業が2,815万円、幼稚園施設設備事業が74万2,000円、学校給食センター施設改修事業で161万1,000円、現年補助災害復旧事業（農地農業用施設）が154万円で、未収入特定財源のその他のところに6,000円がございますが、これは分担金でございます。同じく林業用施設でございますが、これは2,090万円で、こちらも分担金で7万円でございます。最後に、現年補助災害復旧事業（公共土木施設）は972万2,000円でございます。

合計で、翌年度繰越額としまして8億2,232万5,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（山川直保君） 続きまして、報告第3号申し上げます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦君） 報告第3号 令和2年度郡上市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりください。郡上市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書（直営診療施設勘定）。

事業名としましては、小那比診療所管理費、翌年度繰越額7万2,000円、高鷲診療所管理費7万2,000円、和良診療所管理費14万3,000円、石徹白診療所管理費7万2,000円、合計35万9,000円となります。

財源の内訳としましては、既収入特定財源となりますが、診療収入でございます。これは専決第2号で御説明させていただきました。資格確認に主要な機器の年度内完了が見込めなくなったものでございます。

説明としては以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保君） 続きまして報告第4号、5号。

猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳君） 報告第4号お願いします。

令和2年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりください。繰越計算書でございます。

款、資本的支出、項、建設改良費、事業名、配水設備改良費、配水管布設事業、翌年度繰越額518万3,000円。

繰越理由といたしましては、関連する建設工事との施工調整により年度内の完成が見込めなくなったものであります。これは、市道の拡幅改良工事に伴う水道管移設工事であります。本体工事である道路改良工事が繰越になったことによる当工事の繰越が必要になったものでございます。

では、続きまして、報告第5号をお願いいたします。

令和2年度郡上市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、これも繰越計算書でございます。

款、資本的支出、項、建設改良費、事業名、処理場建設改良費、処理場建設改良事業、翌年度繰越額7,610万円。

財源内訳といたしましては、国庫補助金3,523万5,000円、企業債3,150万円、損益勘定留保資金936万5,000円。

繰越理由といたしましては、脱水機改築につきましては処理施設から撤去後工場分解の際、当初想定しなかった損傷が判明したため、修繕方法の検討等に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（山川直保君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第2号から報告第5号までの報告を終わります。

◎報告第6号について（報告）

○議長（山川直保君） 日程23、報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

古田総務部長。

○総務部長（古田年久君） それでは、報告第6号をお願いいたします。

専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月11日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、専決第1号でございます。専決処分書（和解及び損害賠償額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和3年5月10日でございます。郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容でございますが、令和3年4月15日正午ごろ、郡上市高鷲町鷲見地内の市道やまびこ線におきまして、道路の舗装が破損し穴が開いている箇所があり、相手方車両が通過した際に左側前方タイヤ及びホイール損傷したものでございます。

市は、示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は30%でございます。

2、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

損害賠償の額は2万4,483円。

事故後、月1回の道路の定期パトロールや通常業務の現場移動の際における道路状況の確認の徹底、それから不良個所の迅速な対応について職員周知を行いました。よろしく申し上げます。

1枚おめくりいただき、専決第2号でございます。

専決処分書（和解及び損害賠償額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和3年5月19日でございます。郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容ですが、令和3年5月11日午後1時20分ごろ、郡上市八幡町有坂地内の郡上クリーンセンター駐車場付近林道において、職員が草刈り作業中に跳ね上がった小石が走行中の相手車両に当たり、運転席側左側面が損傷した。

市は、示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は100%でございます。

損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

損害賠償の額ですが、金額は発生しておりません。損害が軽微であったことから、相手方からの申し出によりまして板金塗装修理に関する費用が発生しなかったものでございます。

こちらにも再発防止策として、作業時には監視員を1名つけることや車両の通過時には作業を一時中断するなどの措置を取ることとしております。

1枚おめくりをいただきまして、専決第3号でございます。

専決処分書（和解及び損害賠償額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和3年5月19日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容でございますが、令和3年3月12日午前9時30分ごろ、郡上市明宝二間手地内の明宝保健センターにおいて、相手方が自主運動グループに参加しエアロバイクに乗ろうとした際に、ペダルのベルトが切れていたため足が滑って転倒したものでございます。

その後、腰痛のため自力歩行が不可能な状態となり、3月15日から4月7日まで入院治療を行ったものでございます。

市は、示談により次の損害を賠償する。市の過失割合は60%でございます。

2、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

損害賠償の額は2万5,143円。

こちらにも再発防止策としまして、当該エアロバイクの撤去及び他のエアロバイクの点検と器具の定期的な安全確認、利用者に対する利用前の安全確認と、異常時の職員への報告についての周知を行いました。大変申し訳ありませんでした。

○議長（山川直保君） 以上、報告が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第6号を終わります。

◎議報告第4号及び議報告第5号について（報告）

○議長（山川直保君） 日程24、議報告第4号 諸般の報告について（議員派遣の報告）及び日程25、議報告第5号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）の2件を一括議題とします。

議員派遣の報告、例月出納検査の結果の報告が議員及び監査委員から別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき、報告にかえます。

6月2日までに受理いたしました請願につきましては、お手元に配付いたしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（山川直保君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。御苦労さまでした。

（午後 2時05分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 蓑 島 もとみ

郡上市議会議員 三 島 一 貴

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員